

- 28 | 博物館の原則
博物館関係者の行動規範
- 44 | ICOM職業倫理規程
- 54 | ICOM Code of Ethics for Museums
- 65 | 博物館法
- 69 | 博物館の設置及び運営上の望ましい基準
- 73 | 文化芸術基本法

資料編

美術館の原則
と
美術館関係者の行動指針

全国美術館会議

行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された義務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画に従い、正當な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範8. 研修

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共にし、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範9. 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。開運法規を理解し、遵守するとともに、ICOM(国際博物館会議)の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

6.7.8(日本博物館協会、平成18年)
◎文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
9.10.11.12(日本博物館協会、平成19年)

行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された義務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の公益性と未来への責任を白覚して、学術や文化の継承・発展・創造のために活動手続によって、体系的にコレクションを形成する。

《キーワード》博物館の公益性／未来への責任

前提となる認識、「博物館の原則」で、博物館は公益を目的とする機関であるとした。この前提のもとで博物館の原則1に沿ったように、博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と共に貢献する。博物館は、利用したいと思う、あるいは利用の可能性があるさまざまな人々に対して開かれた場所である。また同時に将来の利用者に対する信頼を有する。

解説

博物館の公益性

博物館は、不特定多数人の利益の増進に寄与する機関である。当事者、関係者を中心としつつ、広く社会に開放され人間社会に貢献する使命を負っている。このことにおいて國立、公立、私立といった設置者の違いはない。

博物館が不特定多数の人に広く開かれた機関であるために、利害の可能性を最大限に確保する必要がある。そのためには利用者が想定される人ができるだけ快適に利用できる条件を整備すべきである。その博物館の実態に即し、効果的な攻撃から始めることが望まれる。人々による利用の可能性を広げることが、学術の普及、文化の継承の前提条件となる。

敬意

資料に対する敬意をもち愛情を抱かなければ資料を適切に扱うことはできない。敬意や愛情とは、その資料の持つ価値を理解することから生ずる。価値があると感じるからこそ資料を大切に取り扱うのである。

また、その価値を広く世の中に知らしめようとするのである。

参考文献

- ◎文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- ◎文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

資料にかかわる人々

資料には、元の所有者や原産地にかかわる人(原所有者)、製作者(原産地の住民、寄贈者等)、来館して資料を見る人、利用する人等の様々な人がかかわる。

多様な価値観

博物館は、その独自の使命に基づき資料を取り扱う。必ずしも館の立場によって様々である。必ずしも館の立場に賛同しない人々、あるいは反対する人々もある。博物館の関係者は、相反する価値観も存在するということがある。様々な立場による見解に耳を傾け、必要な配慮を行った上で、資料を取り扱い、その博物館の使命達成を目指すことが求められる。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

平成23年刊行の「博物館倫理規程」に関する調査研究報告書(財団法人日本博物館協会)に合わせて実施した博物館へのアンケート結果から、博物館の現状から寄せられた倫理的な問題にかかわる意識調査の結果を紹介

6.7.9(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのために資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.10(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.11(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.12(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.13(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.14(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.15(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.16(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.17(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し、文化財への敬意を持つて調査・研究、公開・保存・修復処置を行う。】

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利点、ただけでなく将来の利用者に対する義務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのためには資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが宮に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動をする。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

参照

- ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の取扱品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それは、国、地域の、性別、民族的、宗教的もしくは政治的個性との強い類似性を含みる。通常の属性を超えて個性を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」
- 科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対するは、真摯な態度でこれを扱う。」「(差別の排除)10 科学者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

参考

- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ
3.4.5(日本博物館協会、平成17年)
- 文部科学省委託「誰にもやさしい博物館づくり」シリーズ

6.7.18(日本博物館協会、平成18年)

あることを認識し

し、必要に応じてコメントを付している。博物館現場の意見と行動規範をどのようにつなげていくのか示唆されている。

●著作権

アンケートでは、権利に関する心が高かったのは著作権についてである(約130件)。この問題に於ける関心は極めて高い。この件については二つの側面がある。一つは、自前の所蔵資料等についても指摘される組織である(約130件)。この点について著作権を有する者・著作権者・担当者・個人立の館においては法人そのものとなる。

資料等の図録・出版物・ウェブ等への利用について設置者の構成員は、国立館においては所管省庁の責任者・担当者・独行政区公務員、公立館においては所管部署の責任者・担当者・公益法人が設置する館においては理事・評議員・株式会社等が設置する館においては所管部署の責任者・担当者・個人立の館においては、代表者となる。

著作権問題のもう一つの側面は、自給の資料に関する資料のデジタルデータ化やインターネットによる公開が盛んになり、著作権に関する関心は極めて高い。このテーマについて研究やセミナーなどを開催し理解を深めることが望まれる。

ICOM倫理規程やイギリス博物館協会の倫理規程の変遷をみると、元々は設置者(管理機関と記されている)の倫理規程と博物館員(特に事務職)の倫理規程は別立てになっていた。両者の責任の範囲がそもそも異なるためである。それだけに設置者の有する義務としての行動規範は重要な位置を占める。

博物館の流産合や公立博物館への指定管理者制度の導入など、近年、我が国でも博物館の設置者の責任に着目されることが増加している。今回示す行動規範で、設置者に求められる役割を特に明確にしたことは特色の一つといえる。

安全部保を図る。

《キーワード》設置者／使命／活動の基礎の確保／人と収蔵品の安全確保

余件を整備し、安全に運営を行えるようにすることは設置者の責務である。

解説

設置者

アンケートでは、権利に関する心が高かったのは著作権についてである(約130件)。この問題に於ける関心は極めて高い。この件については二つの側面がある。一つは、自前の所蔵資料等についても指摘される組織である(約130件)。この点について著作権を有する者・著作権者・担当者・個人立の館においては法人そのものとなる。

資料等の図録・出版物・ウェブ等への利用について設置者の構成員は、国立館においては所管省庁の責任者・担当者・独行政区公務員、公立館においては所管部署の責任者・担当者・公益法人が設置する館においては理事・評議員・株式会社等が設置する館においては所管部署の責任者・担当者・個人立の館においては、代表者となる。

この「設置」の項目の主題は、「博物館の設置者」としている。他の行動規範の項目は、「博物館に携わる者」をしている。両者の項目では、特に設置者の役割を明確に語っているが、この項目では、特に設置者の役割を明確に示すには設置者の行動規範が重要である。博物館を経営向上するには設置者の行動規範が重要であるという認識に基づくものである。博物館がその公益性を發揮するには、基本的な条件整備が必要である。博物館の運営に基づくものである。この点について研究やセミナーなどを開催し理解を深めることが望まれる。

ICOM倫理規程やイギリス博物館協会の倫理規程の変遷をみると、元々は設置者(管理機関と記されている)の倫理規程と博物館員(特に事務職)の倫理規程は別立てになっていた。両者の責任の範囲がそもそも異なるためである。それだけに設置者の有する義務としての行動規範は重要な位置を占める。

博物館の流産合や公立博物館への指定管理者制度の導入など、近年、我が国でも博物館の設置者の責任に着目されることが増加している。今回示す行動規範で、設置者に求められる役割を特に明確にしたことは特色の一つといえる。

安全部保を図る。

《キーワード》設置者／使命／活動の基礎の確保／人と収蔵品の安全確保

自体が目的となり、なぜ、何のために、その博物館が設置されるのか見出せない。博物館は、当該地域や関係者にとってどんな意味をもつ機関なのかを明らかにすることが、社会に貢献できる博物館への第一歩となる。

私は立場にあっても、設立の趣旨・目的、運営の基本方針等を、社会に明確に示すことが求められる。

（参考文献）
●文部科学省委託「博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック基礎編」（三菱総合研究所、平成20年）

●文部科学省委託「博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック実践編」（三菱総合研究所、平成21年）

●文部科学省委託「使命・計画作成の手引き」（日本博物館協会、平成16年）

——博物館側から示された問題点、留意事項等——

●設置者責任としての保存環境の確保
博物館へのアンケート調査で、資料の収集・保管に関する問題を抱えているのは、収蔵庫や保存の施設や適切な保存環境の確保である（34件の指摘）。施設・設備の老朽化で保存環境が維持できないことや、収蔵庫が満杯で収集活動を継続できない、また、人員不足で未整理資料を整理して活用できないといった懸念である。これらは社会の共有財産である資料を未来に引き継ぐことを基本的な使命とする博物館活動の根幹にかかわる問題である。

ICOM倫理規程では、1.3土地建物の項目で、管理機関（設置者）は、「博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすために、ふさわしい環境を備えた、十分な土地建物を予保証すべきである」と規定している。また、1.9資金の確保の項目で、管理機関（設置者）は、「博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保する」としている。

ICOM倫理規程では、1.3土地建物、1.4アクセス、1.5健康と安全、1.6災害に対する保護、1.7警備の条件、1.8保険及び補償）
＊財源（1.9資金の確保、1.10収益の方針）
＊人員（1.11雇用の方針、1.12館長もしくは首長の任命、1.13管理機関へのアクセス、1.14博物館員の資格性、1.15職員の訓練、1.16倫理的矛盾、1.17博物館員とボランティア、1.18ホラントニア（倫理））

人と収蔵品の安全確保
人と収蔵品の安全を確保するための基礎的な条件を整備することで、設置者の重要な責務である。

社会的要請について十分理解が得られるよう働きかけて行くことは、博物館に携わる者の行動規範として重要である。

（参考）
●ICOM倫理規程 1.6災害に対する保護 「管理機関は、公衆及び職員、収蔵品などの他の資源を自然及び人为的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。」

（参考文献）

●文部科学省委託「博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック基礎編」（三菱総合研究所、平成22年）

う項目を設定している。内容は「2.1.2施設に関する法的もしくはその他の活動、2.1.3博物館の収蔵品からの借出、2.1.4貸出に対する責任、2.1.5収蔵品から除去された資料の処分、2.1.6収蔵品の処分からの収入、2.1.7放出された収蔵品の購入」となっている。

そして「収蔵品の管理」という項目で、「2.1.8収蔵品の永続性、2.1.9収蔵品の責任の委任、2.2.0収蔵品の文書化、2.2.1災害からの保護、2.2.2収蔵品と関連データの安全化、2.2.3環境保存計画、2.2.4収蔵品の保存と修復、2.2.5生きた動物の厚生、2.2.6博物館の収蔵品の個人的使用」を挙げている。

——博物館側から示された問題点、留意事項等——

●資料の受入・貸借に関する規定の整備

収集、保存について懸念されているのは、収蔵庫等の施設、設備の整備や適切な保存環境の確保であった。これについては行動規範3「設置」の項目で紹介したとおりである。

次に懸念が多かったのは、受入や貸借、売却等の記録の有無や規定の準備、それを運用する組織体制への懸念である(26件)。特に資料の所有権にに関して規則や手続を規定する記録や規則や手続き(10件)、寄贈・寄託・借用に際する記録や規則や手続きの不備を懸念する指摘(8件)があった。こうした規定を整備することは、博物館資料を社会の共有財産として公開し活用することの基礎となる。だが入居者や収容者に展示活動に業務が依頼され、基本的な資料の記録管理や手続きの整備範囲を問合せがちとなる。博物館の公益性の根幹をなす課題を共有することが必要である。

●文化財等の返還 アンケートでは、資料の返還要求に関する懸念がいくつも指摘されているが、博物館単独では対応しきれない場合もあることに留意することも必要である。

博物館への信頼

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な質

獻を行うよう努める。

《キーワード》調査研究／成果を活動に反映／博物館への信頼／学術的な貢献

ることにつながる。

「保管及び展示等に関する技術的研究」の内容は、学芸員資格取得の際に大学において修得すべき博物館に関する科目が一つの目安となる。この科目は平成21年に改定され、修得すべき科目は、平成24年度から半選択型試験論、博物館概論、博物館教育論、博物館評論、博物館資料保存論、博物館実習論、博物館情報論、博物館評論、博物館実習となる。

また、博物館活動に関する様々な分野について世界的な標準を示したもの「Museum Basics」がある。これはICOMの世界的なプロジェクトとして1993年に刊行された。博物館の職員が修得すべき事項を100のユニットで簡潔に紹介している。初版には日本語訳(「博物館の基本」)もある。部分的に改訂された第二版は2007年出版されている。

調査研究

博物館法第三条で、博物館の事業として「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」を挙げている。ICOM倫理規程では基本原則3として「博物館は、収集し、所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関する人に対して、特別な責任がある。」としている。収蔵品に関する「主要な証拠」とは、収蔵品に関する調査研究を通じた学術的な裏づけとさえられる。

このように博物館における調査研究の対象の第一は、収蔵品に関するところになる。つまり、博物館の活動は、収蔵品に関する調査研究の裏づけをもって行われるということである。

ICOM倫理規程では、基本原則3で収蔵品に関する調査研究を「主要な証拠」と博物館の収集と研究に大別している。前者については、さらに「3.1主要な証拠としての収蔵品、3.2収蔵品の利用可能性を示し、後者については「3.3現地の収集、3.4主要な証拠の例外的な収集、3.5研究、3.6破壊的分析及び神聖な意匠のある資料、3.8研究資料に対する権利の保有、3.9共有される専門知識、3.10博物館及び他の施設間での協力」を具体的に示している。

さらには、調査研究の対象は、博物館の展示や保存の方法など、いわゆる博物館学や保存科学も含まれる。博物館法の第三条では「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」も博物館事業に位置づけている。博物館に関する技術領域における情報の発信は、正確な情報に基づいて行われなければならない事実と解釈の違いを明らかにして、再検証に耐えうるだけの

学術的な手堅さに則り、客觀性を保つ必要がある。これが人々にとっての博物館の信頼性となる。「博物館には本物がある」ということの裏づけであり、テーマパーク等の娯楽施設と一線を画す点である。

ICOM倫理規程は「4.6公表」で「博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり正確で、学問上の規範、社会もしくは表达された信頼にに対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであつてはならない。」としている。

《参照》
●科学者の行動規範(日本学会会議) 「(学者の行動)2
○科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学的研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。」
●「耕耘と公開」4 科学家は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して権威的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう努める。」「
○「博物館の基本」(日本博物館協会、平成7年)
●「参考文献」
○今から博物館の在り方にに関する検討協力者会議『学芸員養成の児童方策について』(文部科学省、平成21年)
●「博物館の基本」(日本博物館協会、平成7年)

—— 解説 ——

調査研究は、博物館の事業として「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」を挙げている。ICOM倫理規程では基本原則3として「博物館は、収集し、所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関する人に対して、特別な責任がある。」としている。収蔵品に関する「主要な証拠」とは、収蔵品に関する調査研究を通じた学術的な裏づけとさえられる。

この結果を中立性・客觀性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう努める。」「
○「研究活動」5 科学家は、自らの研究の立案、計画、申請書、報告などの過程において、本規範の趣旨に沿つて誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や歴正的な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」

調査研究の成果は、個々の学芸員が恣意的に行うのではなく、組織として計画的、体系的に取り組む必要がある。ICOM倫理規程の「3.5研究」では「博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に開闢し」としている。このように、調査研究について、博物館の方針を明らかにし、方針に基づき計画を立て、その計画を実施すべく博物館として取り組むことが求められる。

行動規範6. 調査研究

博物館への信頼

展示や教育普及活動など博物館における情報の発信は、正確な情報に基づいて行われなければならない事実と解釈の違いを明らかにして、再検証に耐えうるだけの

行動規範7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を入れ共用できるようになっており、学術的な貢献の一助となることができる。

会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

《キーワード》展示／教育普及活動／様々な機会／分かち合い、新たな価値の創造

主張となる認識：多くの人は、展示や教育普及活動を通じて博物館と出会う。博物館の原形7に掲げたように、展示や教育普及活動を通じ、新たな生産力を創造することで社会に寄与することができる。そのためには展示や教育普及活動を通じ、博物館が蓄積した資料や情報を広く共有する必要がある。

解説

展示

展示は、人々が博物館に山積みの資料や情報を人々と広く共有する接点である。蓄積した資料や情報を人々と広く共有する最も有力な方法である。

《参考》

●ICOM倫理規程 基本原則4 「博物館には、その教育的な役割を開拓し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な業務がある。」
依然とするコミュニティとのやりとりとそれらの差異の普及は、博物館の教育的な役割に不可欠である。さらに「陳列と展覧会として「4.1陳列、展覧会及び特別な活動、4.2展示物の解釈、4.3慎重さを要する資料の展示、4.4公開陳列からの撤去、4.5山並木明の資料の陳列」を挙げている。

教育普及活動

これまで博物館の側が一方的に情報を発信し、メッセージを伝達する傾向にあった。成熟社会を迎え、利用者の知識的な關心が高まり、価値観が多様化していく。展示とともに教育普及活動が盛んになっていく。展示は、博物館が蓄積した資料や情報の価値を共有する有力な手段である。対象別にプログラムを設定することで、よりきめ細かい対応をすることができる。また、教育普及活動によって、博物館と来館者がより双方ともに交流し、新たな創造を促すことができる。

《参考》

●ICOM倫理規程では、基本原則5で「博物館は、博物館内によりはるかに広い場の通用力をもつ多様な専門性、技

能及び物的資源を活用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の弱体な使命を損なうことのない方法で計画されねばならない。」とし、次のように論定している。

5.1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

「博物館が鑑定のサービスを行おうとき、そのような活動がある。」
●プライバシー・個人情報の保護
プライバシー・個人情報の保護についても懸念が多く寄せられた(23件)。個人のプライバシーや個人情報の保護は、法令遵守の点から(行動規範10「自律」も参照)重要な問題である。個人情報の流出は輸出外として、歴史的な資料に関するプライバシーまで保護し、どこまで公開するかは、資料のデータの所有者との合意が必要となる。

●議論が分かれる議論
議論が分かれる議論は、展示への懸念が一定数寄せられた(13件)。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観察する例がどのように受け止められるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として妥当な取扱い方法を決める必要がある。

また、学術上、足跡が確立されてないことがら、足跡に懸念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも觸れる。この規範に基づき、足跡が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会会規範)「5.自己の研鑽、文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育、研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めることとともに、その遂行において最善を尽くす。」
●図書館員の倫理規範(日本図書館協会)「第6 図書館員は、個人的、集団的に、不斷の研修に努める。／図書館員が専門性の要求を満たすために、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識、技術を完備しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不斷の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として蓄積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり權利である。従って、図書館員は、自家的研修に勤むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう

多く寄せられた(29件)。これについては行動規範2「尊重」に直接に觸れる。この原則に基づき、人権に配慮した展示公開等の資料の取扱いが求められる。設置者を含め、博物館として方針を確立して適切な対応をする必要がある。必要な時に応じて関係する団体やグループと意見交換した上でどのように取り組むかを検討することも考慮してある。

《キーワード》専門的な知識・能力・技術の向上／関係者と共有

前項となる認識：博物館は、学芸員はじめ各部門に専門的知識を有するプロフェッショナルを必要とする。博物館の原則8に掲げたように、専門的知識は、その活動の充実発展のため、専門的効率の向上に努める。

解説

専門的な知識や能力、技術の向上

博物館職員は、利用者・市民、そして設置者から専門的な業務を託されている。その付託に応えるために日々研鑽し、知識や能力の維持向上に努め、業務の遂行に最善を尽くすことは、博物館職員の責務である。また、職員の自己研鑽を組織として推奨し、支援するのは設置者及び経営者である。

●議論が分かれる議論
議論が分かれる議論は、展示への懸念が一定数寄せられた(13件)。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観察する例がどのように受け止められるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として妥当な取扱い方法を決める必要がある。

また、学術上、足跡が確立されてないことがら、足跡に懸念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも触れる。この規範に基づき、足跡が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会会規範)「5.自己の研鑽、文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育、研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めることとともに、その遂行において最善を尽くす。」
●図書館員の倫理規範(日本図書館協会)「第6 図書館員は、個人的、集団的に、不斷の研修に努める。／図書館員が専門性の要求を満たすために、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識、技術を完備しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不斷の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として蓄積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり權利である。従って、図書館員は、自家的研修に勤むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう

行動規範8. 研鑽

博物館に在わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、日々の知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

《キーワード》専門的な知識・能力・技術の向上／関係者と共有

博物館と在わる認識：博物館は、学芸員はじめ各部門に専門的知識を有するプロフェッショナルを必要とする。博物館の原則8に掲げたように、専門的知識は、その活動の充実発展のため、専門的効率の向上に努める。

●議論が分かれる議論
議論が分かれる議論は、展示への懸念が一定数寄せられた(13件)。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観察する例がどのように受け止められるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として妥当な取扱い方法を決める必要がある。

また、学術上、足跡が確立されてないことがら、足跡に懸念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも触れる。この規範に基づき、足跡が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会会規範)「5.自己の研鑽、文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育、研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めることとともに、その遂行において最善を尽くす。」
●図書館員の倫理規範(日本図書館協会)「第6 図書館員は、個人的、集団的に、不斷の研修に努める。／図書館員が専門性の要求を満たすために、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識、技術を完備しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不斷の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として蓄積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり權利である。従って、図書館員は、自家的研修に勤むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう

努めるべきである。」

●アーキビストの倫理規範(国際公文書館会議ICA)

「アーキビストは、文書館学に関する知識を本系的・継続的に更新することにより、専門領域についての熱誠を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。」

●科学者の行動規範(日本学会会議)「(自己の研究)

3 科学者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上によって成り立つ。その原点は、博物館に携わる人々が「博物館とは何か」を自らに問いかけ、その答えを

4、博物館は時間と空間を超えて対話する。—博物館のIT 命命を併進する—

連携

させ、活動報告をインターネット等を用いて積極的に公

開することが求められる。

●働きかけ

博物館活動は、博物館からの一方的な働きかけに止まらない。使命を達成するために行われる博物館活動は、博物館に携わる者と利用者や参画する人々との相互の働きかけによって成り立つ。そのため、博物館は、常に自然環境の関係を広く、地域社会から理解し、常に収集の判断と斬新を示すように弛まず努力する。」

解説

行動規範10.自律
博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、ICOM 国際博物館会議の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

《キーワード》連携／理解／遵守／ICOM(国際博物館会議)の倫理規程／予期しない事態

前提となる認識：博物館の原則10に掲げたように、博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

●関係者と共に：自らの研究の結果を第三者と共有していく姿勢は、博物館のような多様な人々がかかわりあう場に不可欠である。

行動規範9.発信・連携
博物館の発信を第三者と共有して、相互に成長しようという姿勢は、博物館のように成長しようとあらゆる人に開放する最も有効な方法においてある。動物園は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。」と述べているなど、相互の関係性に対する積極的な広報に言及するとともに、地域社会における博物館の地位と役割について博物館は、地域社会の知的、文化的生産に貢献すべく、地域社会は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。

4、博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係機関から国際連携一

3、博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と一緒に活動の科学的基盤を整備する—

2、博物館は学校、大学、研究所等と連携する。—博物館

1、博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。—相互理解が連携の道を拓く—

博物館は、これに対し博物館の位置づけも変化して

おり、博物館や図書館、文書館等の文化情報資源を蓄積し公開する機関同士の連携(いわゆるMLA連携)も今後

の選択肢のひとつとなる。その際、関係機関の倫理や行動規範を理解しておくことは重要である。また、博物館活動においては、MLA連携も専門に入れて考えていくべき時代となつた。

博物館の総合力

博物館が、単独で、あるいは博物館職員だけで博物館活動を行うことは限界がある。多様な連携協力によって、この限界を乗り越えて、博物館の持つ力を最大限に発揮して活動の幅を広げることがができる。博物館は様々な力を秘めている。蓄積した資料と情報を次代に継承するとといった時間と空間を超えた責務の他に、同時代の人々と地域にも貢献できる。学校教育はじめ生涯にわたって学び続けることを支援できる。観光によるぎわい作り、あるいは医療や福祉などにも役立つことができる。これら

の力の総体が博物館の総合力であり、これを発揮するこ

とは、成熟社会に向けた重要な意義がある。

対話・連携

日本木質建築協会は、平成13年に、これまでの博物館活動の指針として「対話と連携の博物館」を提唱した。博物館は、様々な対話を重ねることで多様な連携を行い、博物館の総合力を高めていくという考え方である。この原則を、「市民と共に歩む21世紀の新时代博物館へのパスポート」としている。

《参照》

●人々や地域社会との対話と連携の博物館の原則(「対話と連携の博物館」

日本博物館協会、平成13年)

ICOM倫理規程をはじめ関連分野や科学者一般の行動規範においても、法令・倫理の遵守は強調されている。また、設置・経営者は、博物館の関係者に法令や規範に反するような行動を強いてはならない、とされている。

対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。

2. 収集保管・調査研究から新展示・慰葉まで—

3. 博物館は利用者の全ての人々と対話する。

4. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。—施設・情報をすべての人に利用可能にする—

5. 博物館は時間と空間を超えて対話する。—博物館のIT

6. 博物館は常に発展していくことである。そこから

新たな対話が始まり、博物館は、人々の参画を得て、博物館同士、関係施設や地域との連携協力によって博物館の有する力を最大限に發揮する。

【博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法においてある勧告】(1960年、第11回ユネスコ総会採択)においては、親鸞者に対する積極的な広報に言及するなどとともに、地域社会における博物館の地位と役割について博物館は、地域社会の知的、文化的生産に貢献すべく、地域社会は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。」と述べているなど、相互の関係性に対する構築を推進している。

博物館の意義について最も真剣に考え、内容に精通しているのは博物館に携わる者である。対話は、メッセージの発信から始まるが、第一歩は博物館からの働きかけである。ICOM倫理規程の基本原則8においては、基礎や法の発展に加えて博物館の社会への貢献についての公衆のより深い理解を促し、この職業の目標、目的及び危機について公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利

用すべきである。」としている。

解説

行動規範9.発信・連携
《キーワード》人々や地域社会／働きかけ／対話・連携／博物館の総合力

前提となる認識：博物館の原則9に掲げたように、「開闢機関や地域と連携協力して博物館の総合的な力を高めるためには、博物館から積極的に人々や地域にメッセー

ジを発信することが重要である。

近・中・遠の3つの距離で、博物館の運営に携わる機会が増えていく。人々が博物館の運営に携わることで多様な連携を行い、博物館の総合力を高めていくという考え方である。この原則を、「市民と共に歩む21世紀の新时代博物館へのパスポート」としている。

●「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」概要解説	「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」概要解説
8.3 専門職員による倫理的原則に基づく同僚及び博物館への忠誠	8.3 専門職員による倫理的原則に基づく同僚及び博物館への忠誠
8.4 専門職員による収載品情報の調査・保存・活用の促進	8.4 専門職員による収載品情報の調査・保存・活用の促進
8.5 専門職員による不法な市場への関与の禁止	8.5 専門職員による不法な市場への関与の禁止
8.6 専門職員の秘密保持	8.6 専門職員の秘密保持
8.7 寄物館と以前品の警備と所在の秘密保持	8.7 寄物館と以前品の警備と所在の秘密保持
8.8 秘密保持の義務の例外	8.8 秘密保持の義務の例外
8.9 専門職員の個人の独立性の尊重及び所属機関の信頼保持	8.9 専門職員の個人の独立性の尊重及び所属機関の信頼保持
●ICOM倫理規範 7.1国及び地方の法規 「博物館の事業に影響を与えるので、博物館は、すべて国と地方の法律に従い、他の匡の法規を尊重すべきである。」	●ICOM倫理規範 7.1国及び地方の法規 「博物館の事業に影響を与えるので、博物館は、すべて国と地方の法律に従い、他の匡の法規を尊重すべきである。」
●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範)「9. 法令の遵守 文化財保存修復学会会員は、調査・研究・公開・保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また、他の者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。」	●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範)「9. 法令の遵守 文化財保存修復学会会員は、調査・研究・公開・保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また、他の者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。」
●「科学者の行動規範(日本学術会議)」「(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法今や関係規則を遵守する。」	●「科学者の行動規範(日本学術会議)」「(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法今や関係規則を遵守する。」
ICOMの倫理規程	ICOMの倫理規程
ICOM倫理規程では、博物館の専門職員が守るべき倫理的な事実を次のように示している。	ICOM倫理規程では、博物館の専門職員が守るべき倫理的な事実を次のように示している。
原則8「博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」	原則8「博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」
「専門職的行動」として、特に以下のような事項について言及している。	「専門職的行動」として、特に以下のような事項について言及している。
8.1 専門職員による開運法規の熟知	8.1 専門職員による開運法規の熟知
8.2 専門職員による博物館の方針と手続の遵守と倫理	8.2 専門職員による博物館の方針と手續の遵守と倫理

らず、広く国内で博物館活動を行なう施設を対象としている。

また、「博物館関係者の行動規範」について「事物館関係者は、博物館に携わるすべての組織、その構成員を表す。設置者及び経営者、職員は、行動規範を遵守する必要がある。設置者・経営者、職員とは具体的には以下のような人たちが当てはまる。」

【設置者】

・国立館・所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事長・評議員

【公益法人が設置する館:理事・評議員

・株式会社等が設置する館:所管部署の責任者・担当者

【個人立館:評議員】

・専門職員による高水準のサービス提供

【専門的相談の義務】

また「利害の衝突」として以下のことを禁上事項として挙げている。

【経営者】

・理学長・館長を始めとする経営に責任を持つ幹部

【職員】

・学芸系職員…学芸員 研究員、教育員等の呼称を間違へての対話・行動への連携 - [市民とともに創る新時代博物館] (平成12年)、「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」(平成15年)を踏襲して構成されている。

【職員】

また、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、平成23年12月に文部科学省が全面的に改正を行なった、博物館の組織運営とともに「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と一対をなすべき性格を持ち、両者を有効に活用することで、博物館の在るべき姿の実現に、より実態的な枠組が期待される。

【位置付け】

「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、これらだけで完結するのではなく、法規や既存の倫理規程、そして他の業務基準とつなぐ役割をもつていています。

博物館で実際に問題が生じた場合、今回示した原則や行動規範に解決方法が示されているわけではない。そのための行動規範をより、その内容を理解することが期待されれる。博物館への関与の仕方によつては、この行動規範を遵守することが求められる。

【その他の従事者:園丁等】

ともこの行動規範を通り、その内容を理解することが期待される。専門職員、人材派遣、アルバイト等の雇用形態は間わない。

また、以下に示すその他の博物館に携わる者は、少なくともこの行動規範を通り、その内容を理解することが期待される。専門職員等が常勤、非常勤、契約職員、人材派遣、アルバイト等の雇用形態は問わない。

【その他の従事者:ボランティア・博物館活動を無償で支援するスタッフ】

・ボランティア・博物館活動を無償で支援するスタッフ及びその団体

・インターン・実務経験を積むために博物館活動に従事する大学生・大学院生等

【会員及びその組織】

・協力者・諸間機関の委員、共催先の団体・担当者、協力関係にある団体・構成員等

【支障者:寄贈者、監督先等】

・学芸員養成の大学・学芸員資格に係る科目を担当す

る教員等
・関連団体等…(財)日本博物館協会、館種別同体、学会等の会員

●「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」の関連性

「博物館の原則」は、博物館に携わる者を対象とする「博物館関係者の行動規範」を理解する前提として、博物館という機関の存在意義やすべき取組みを示したものであり、10項目の原則は、それぞれが行動規範に掲げられた同じ番号の項目と関連性を持つて構成されている。

《博物館の原則》
博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い、活動する。

(博物館に携わる者の基本的な心構え、博物館に携わる目的、資料と資料にかかわる人への態度)

1(貢献) 博物館は、学術と文化の発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2(尊重) 博物館は、人類共通の財産である資源及び資料にかかる環境の多面的価値を尊重する。

(博物館関係者が為すべき取組み内容)

3(設置) 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人の目的、財源的な基盤を確保する。

4(経営) 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。

5(収集・保存) 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

6(調査・研究) 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。

7(展示・教育) 博物館は、展示や教育普及を強化し、新たな伝値を創造する。

(博物館に携わる者の取組み姿勢、携わり方)

8(研鑽) 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。

9(収信・連携) 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。

10(自律) 博物館は、開運する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

ICOM職業倫理規程

国際博物館会議 2004年改訂版
日本語版作成:ICOM日本委員会

国語で出版されている。ICOMはそのほかの言語に「規程」を翻訳することを歓迎する。ただし、翻訳は少なくともその言語が通常第一言語として話されている国の、ひとつ以上の国に委員会によって裏書きされた場合のみ「公式」とみなされる。一ヵ国以上で譯された言語は、それらの国の国内委員会にも相談することが望ましい。公式の翻訳を提供するに当たっては、語学および職業的な専門性を要することに注意が払わなければならない。翻訳に使用した言語版と誤写した国内委員会の名前を示すこと。これらの条件は、この「規程」もしくはその一部の、教育的仕事もしくは研究目的の翻訳を制限するものではない。

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解説し、促進する

基本原則: 博物館は有形、無形の自然および文化遺産に対する責任がある。管理体制および博物館の職務の指示と監督に係る者はこの遺産を保護し、労働する主たる責務を負う。それと同時に、人的、金銭的資源を活用できるようにする責務を負う。

施設の地位

1.1○機能を付与する文書

ICOM職業倫理規程は国際博物館会議が制作したものである。これはICOMの承認の下に言及される博物館のための倫理の声明である。この「倫理規程」は、国際的な博物館共同体で一般に受け入れられている基本理念を反映している。ICOMの会員であることおよびICOMへの年会費の納入はこの「倫理規程」の肯定を意味する。

博物館のための最低基準

この「規程」は博物館のための最低基準を提示したものである。望ましい職業的実践のガイドラインに裏付けられた一連の基本理念として表されている。国によっては、最低基準が法律、または国の規則で規定されている場合がある。また、最低基準に関する指導または評価が「認可」、「登録」もしくは類似の評価的措置の形で行われるものもある。こうした基準が国内で規定されていない場合には、ICOM事務局、ICOM国内委員会、または適切なICOM国際委員会を通じて指導を受けることができる。また、個々の国と博物館と開催する専門的な事柄に関する組織もこの「規程」を追加の規程を作ることで基本とするこども意図されている。

物的資源

1.2○使命、目標、方針の声明

ICOM職業倫理規程は、その活動により生じる、もしくは外部の財源

機能を果たすために必要な環境を備えた一分なる土地物を保証するべきである。

1.4○アクセス

管理機関は、博物館とその收藏品が適切な時間帯に一定の期間すべての人に公開されることを保証すべきである。特別なニーズを持った人々には特別の配慮がされなければならない。

1.5○健康と安全

管理機関は、施設の健康、安全および利用可能件に関する基準が職員と来館者に適用されるよう保証するべきである。

1.6○災害に対する保護

管理機関は、公衆および職員、收藏品とその他の資源を自然および人为的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。

1.7○警備の条件

管理機関は、展示品を展示、展示会、作業または收藏区域および輸送時にける盗難または破損から守るために適切な警備を保証するべきである。

1.8○保険および備蓄

商業的な保険が收藏品に利用される場合、管理機関は、その過田範囲が十分で、輸送中または貸与の物および現在在博物館が責任を負うべきものを含むことを保証するべきである。補償制度が使用される場合、博物館の所有でない資料が二分に包含されている必要がある。

財源

1.9○資金の確保

管理機関は、その活動による収入の出所に關して書かれた方針を持つべきである。資本の山所別にかわらず、博物館は行事、展覧会および諸活動の内容と原直性を維持するべきである。収益活動は施設およびその公衆の水準を危うくするものであつてはならない。(6.6を参照)

人員

1.3○土地建物

ICOM職業倫理規程は英語、フランス語、スペイン語の3ヶ

1.11 ●雇用の方針
管理機関は、人事に係するすべての措置が博物館の方針および適性に基づきながら運営されるべきである。この公的負託には、正的な所有権、永続性、文書化、アクセスibilityおよび信頼あるように保証するべきである。

1.12 ●館長もしくは首長の任命
博物館の館長もしくは首長は重要な職であり、任命に際して督管機関は、その職責を効果的に果たすために必要な知識および技術に配慮すべきである。これらの資格には、倫理行動の高い基準に加えて十分な知的能力と専門的な知識が含まれるべきである。

1.13 ●管理機関へのアクセス
博物館の館長もしくは首長は、開運管運機関に直接の責任を負い、直接アクセスができるべきである。

1.14 ●博物館員の有資格性
すべての責任を果たすのに必要な専門知識を有する、資格を持つ職員を雇用することが必要である。(2.19、2.24.8章も参照のこと)

1.15 ●職員の訓練
有効な労働力を維持するためにすべての博物館職員の総合的教育と専門的発達の十分な機会が用意されるべきである。

1.16 ●倫理的矛盾
管理機関は、本「職業倫理規定」または国(法律もしくは専門職に關する倫理規定)の基準と矛盾する行為を一切、博物館職員に要求してはならない。

1.17 ●博物館職員とボランティア

博物館は、博物館の専門職員とボランティアの間に前向きな關係を促進するよう、ボランティアの活動に携わる書かれた方針を持つべきである。

1.18 ●ボランティアと倫理

管理機関は、ボランティアが博物館および個人的な活動を行なうとき、ICOMの職業倫理規程および他の適用される規定や法に精通していることを保証すべきである。

2.コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。

基本原則:博物館は、自然文化、学术遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう業務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法に

おいて特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正的な所有権、永続性、文書化、アクセスibilityおよび信頼あるように保証するべきである。

2.1 ●博物館の運営
博物館は、人事に係するすべての措置が博物館の方針および適性に基づきながら運営されるべきである。

2.2 ●博物館の運営
博物館は、正の所有権と信頼の確保、保持、利用に関する文書化された収蔵品の方針を採り、公表すべきである。方針は、カタログ化、保存、展示されない資料の位置を明確にすべきである。(2.7と2.8を参照のこと)

2.3 ●資料の由来と正当な注意義務
取扱いとする博物館は、有効な権利を保有できることを判明しない限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得するべきでない。ある国における法にかなった所有権が、必ずしも有効な権利とはかぎらない。

2.4 ●無認可のもしくは非学術的なフィールドワークによる収集と標本
博物館は、それが取得された際に記念物、考古学的あるいは地学的要素もしくは種および自然生息地に対する無認可の、または非学術的な、もしくは意図的な伐採または損傷が伴っていたと確信するに足る合理的な要因がある場合、かかる資料を取得してはならない。同様に、発見されたものが土地の所有者もしくは占有者、または、適当な権利を伴わない資料を取得すべきである。

2.5 ●倫理的慣習による取扱い
この倫理規程のどの部分も、博物館が適法な責任を有する領域からの、白目不明の、不法に収集もしくは没収されたり、または税金免除を伴う贈贈として、博物館の資産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2.6 ●収蔵品の処分からの収入
博物館の収蔵品は、公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2.7 ●出された収蔵品の購入
博物館職員、管理機関または、その家族もしくは親しい人々に対しては、彼らに責任がある場合にのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

収蔵品の除去

2.12 ●処分に関する法的もしくはその他の権限

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは博物館が処分を条件に資料を取得した場合にも、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。最初の取得が義務的もしくはその他の制限を伴ったものである場合、そのような制限の遵守が不可能または導物館にとって大きな損害であること、そして、もしくは遠切と認められる場合には、法的措置措置がとられていない場合に示すことなどができない限り、これらの条件は遵守しなければならない。

2.13 ●博物館の収蔵品からの除去

博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格(更新できる場合もできない場合も)、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

2.14 ●放出に対する責任

放出の決定は、博物館の館長および当該収蔵品の担当学芸員と共に行動する旨の譲渡の責任である。作業用器具には特別の措置が適用される(2.7および2.8参照)。

2.15 ●収蔵品から除去された資料の処分

各博物館は、寄贈、移管、保管、売却、返還、もしくは破壊による資料の収蔵品からの永久的な除去をおこなうための公認された方法を制定し、また受け取る施設への制限されない権利の裏を容認する方針を立てねばならぬ。すべての除去の決定、当該資料およびその処分について完全な記録を保存しなければならない。放出品は優先的に他の博物館に提供するべきであるとの強い既定がある。

2.16 ●出された収蔵品の購入

博物館の収蔵品は、公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2.17 ●出された収蔵品の購入

博物館職員、管理機関または、その家族もしくは親しい人々に対しては、彼らに責任がある場合にのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

た資料の購入を許可するべきでない。

収蔵品の管理

2.18 ● 収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品(永久的なものも、時的なものも)および適切に記録された閲覧の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来的世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2.19 ● 収蔵品の責任の委任

収蔵品の保護に関する専門的な責任は、適切な知識と技術を持った人々もしくは十分な監督下にある人々等に任せられるべきである(8.11も参照のこと)。

2.20 ● 収蔵品の文書化

博物館の収蔵品は、容認された専門的な基準にしたがって文書化されなければならない。この文書化は、一点ごとの完全な同一性確認と特徴の説明、關係、由来、特能、処理と現在ある場所を含まなければならない。そのようなデータは、安全な環境で保管され、博物館の職員やその他の正当な利用者が情報を得るためにデータの取り出しシステムが信頼していなくてはならない。

2.21 ● 災害からの保護

武力抗争およびその他の人為的または自然災害における収蔵品の保護の方針について、細やかな注意が払わなければならない。

3.2 ● 収蔵品の利用可能性

3.1 ● 主要な記録としての収蔵品

博物館の収蔵品の方針は、主要な記録としての収蔵品の意義を明確に示さねばならない。方針は、これが現在の知的な流行もしくは博物館の使用に支配されていないことを証明すべきである。

2.22 ● 収蔵品と閲覧のデータの安全

収蔵品のデータが一段に公開されるとき、博物館は、慎重を必要とする個人的なまたは閲覧の情報および秘密事項を開示することを避けたための制御を行わねばならない。

2.23 ● 環境保存計画

環境保存計画は、博物館の方針と収蔵品の保護の重要な要素である。収蔵庫にあるとき展示中、もしくは輸送中であるときも、収蔵品の保護的環境を作り出し、これを維持することは博物館の専門職員の重要な責任である。

2.24 ● 収蔵品の保存と修復

博物館は、資料もしくは原本が保存・修復の処置と資格のある保佐技術者・修復者の仕事を必要とする時を決定するため、収蔵品の状態を注意深く監視しなければならない。主な目的は、資料または標本の状態の安定化で

あるべきである。保存の手順は、すべて文書化され、まただけ可逆性であり、すべての変更所は資料によるべきである。

2.25 ● 生きた動物の厚生

生きた動物を飼育している博物館は、それらの健康と福祉に関する責任を負うべきである。博物館は、歯科医の専門家によって承認された、職員、来館者、および動物の保護のための安全規程を作り履行しなければならない。遺伝子的改造は明確に識別できるようにすべきである。

2.26 ● 博物館の収蔵品の個人的使用

博物館の職員、管轄機関、友らの家族、近しい人々等に、博物館の収蔵品を一時的であっても個人的な目的での利用を許可してはならない。

3.6 ● 確実の分析

確実の分析の手法が行われるときは、分析された資料に分析の結果、出版物を含むそこから生じた研究の完全な記録がその資料の永久的な記録の一冊となるべきである。

3.7 ● 遺産および神聖な意味のある資料

遺骸および神聖な意味のある資料についての研究は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信頼の対象に対する適切な配慮がなされていることを保証すべき益と信仰を考慮に入れつつ行わなければならない

3.9 ● 共有される専門知識

博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほかに伝授する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えを受けた人々を尊敬し認めるべきであり、他の人々に設立可能な可能性のある技術および経験における進歩を提供すべきである。

3.10 ● 博物館および他の施設間での協力

博物館職員は、類似の興味を持ち、收集活動を行う施設間の協力をおよび協議の必要性を認め、これを支持すべきである。このことは、研究を通過して重要な収蔵品が生み出されてもそれらの長期の安全が確保できない、高

一致する方針を作るべきである。フィールドワークは、地域社会の意見、彼らの環境資源および文化美観ならびに文化・自然遺産を高める努力に対する意欲と配慮をもつてのみおこなわなければならない。

4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、それを促進する機会を提供する

基本原則：博物館には、その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

4.1 ● 陳列と展覧会

陳列や展覧会は、それが物質的なものであれ電子的なものであれ、博物館の明確な使命、方針および目的にしたがって行われるべきである。博物館は、収蔵品の質や運転の専門家の決定に従うべきであり、その国にわたるしくは国際的な偏見があつてはならない。

4.2 ● 展示物の解説

博物館は、陳列や展覧会において提示する情報には十分根拠があり、正確であり、それが象徴する団体や信仰に対して適切な配慮がなされていることを保証すべきである。

4.3 ● 慎重さを要する資料の展示

遺骸および神聖な意味のある資料は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ陳列されなければならぬ。それらは、すべての人々が持つ人間の尊厳の気持に対する深い緊知と尊敬をこめて展示されなければならない。

4.4 ● 公開陳列からの撤去

博物館は、その収蔵品に対する権利の保有

3.3 ● 現地の収集

等教育機関およびある種の公共施設について特に言えることである。

4.5 ● 由来不明の資料の陳列

博物館は、由来の疑わしい、もしくは由来の不明な資料を陳列もしくは他の方法で使用することを避けるべきであ

る。博物館はそのような強烈や使用が文化財の達取引の幹認および助長的行為とみなされる可能性があることを承知しておくべきである。

他の資源

4.6 ●公表

博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の定律、社会もしくは奉された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。(博物館の情報の公表は、博物館の水準を保たうものであつてはならない。

4.7 ●権限

博物館は、収蔵品の保管、複製、複写を作成するとき原品の完全な形を尊重するべきである。それらの複製品は永久的に模造品であることを明示するべきである。

5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとにを行う博物館の業務

基本原則：博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的および自然の遺産はそのままの遺産とかかわっている場合、資料の取得は、所有者や通知者につけこむことなしに、情報を与えた上で相互の了解に基づいてのみ行われるべきである。賛与する地域社会の希望の尊重が最も重要視されるべきである。

6.6 ●地域社会の施設の財源

現代の地域にかかる活動のための資金を求めるとき、彼らの利益をないがしろにしてはならない(1.10を参照のこと)。

収蔵品の起源

博物館は、原産地である國もしくは地域社会の博物館および文化機関と私説、文書および収蔵品の共有を促進するべきである。遺産の重要な部分を失つた國もしくは地域の博物館とのパートナーシップを築く可能性が探られるべきである。

6.2 ●文化財の選選

博物館は、文化財をその原産国またはその国民に返還するための話し合いを開始する態勢を整えているべきである。このことは、科学的、専門的または道的な原則と、運用される地方・國の法、および國際法に基づき、政府もしくは政治レベルの行動に優先して、公平に行われるべきである。

5.1 ●違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

博物館が鑑定のサービスをおこなうとき、そのような活動から直接的であれ間接的であれ利益を得ているとみなされるような行動をとるべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。

5.2 ●真正の認定と評価・価値の判定

博物館の収蔵品に保管をかける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、段を講じるべきである。

他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは眞任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は第三者の姿勢で行わなければならぬ。

法的枠組み

7.1 ●国及び地方の法規

博物館は、占領された地域からの文化財を擧げもしくは取得することを差し控えるべきであり、文化および自然資料の輸入、輸出および濁度を規定するあらゆる法律と協定を完全に守るべきである。

7.2 ●国際法

博物館の方針は、ICOM職業倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認めるべきである。

- 武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約(ハーグ条約、1954年第1議定書および1999年第2議定書)
- 文化財の不法な輸入、輸出および所有権の譲渡を禁止する手段に関するユネスコ条約(1970年)
- 危機に瀕している野生動植物の種の国際交易に関する規則(1973年)
- 生物学的多様性に関する国連条約(1992年)
- 窃盗および不法輸出された文化財資源に関するユニドロワ条約(1995年)
- 水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2001年)
- 無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2003年)

6.7 ●現代の地域社会からの収蔵品の使用

博物館が現代の地域社会からの収蔵品を使用する場合、それらを用いる人々の尊厳、伝統および文化を尊重する必要がある。そのような収蔵品は、多様な社会、多文化および多言語の表現を維持することによって人々の福祉、社会の発展、宽容および尊敬を促進するために使用されるべきである(4.3を参照のこと)。

6.8 ●地域社会の中の支援団体

博物館は、地域社会の支援のための好ましい環境(博物館友の会などの支援団体)を作り、その貢献を認め、地域社会と博物館職員の間の友好的な関係を促進すべきである。

7. 博物館は法律に従って事業を行ふ

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは適法もしくは反倫理的な事実的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

専門職的行動

8.1 ●国連法規の熟知

博物館の専門職員はすべて、関連する国際、区内および地方の法ならびに彼らの雇用条件に適応しているべきである。彼らは適切な行為とみなされるような状況を回避するべきである。

6.4 ●占領された国からの文化財

博物館は、占領された地域からの文化財を擧げもしくは取得することを差し控えるべきであり、文化および自然資料の輸入、輸出および濁度を規定するあらゆる法律と協定を完全に守るべきである。

奉仕される地域社会への敬意

6.5 ●現代の地域社会

博物館の活動が現代の地域社会もしくはその遺産とかかわっている場合、資料の取得は、所有者や通知者につけこむことなしに、情報を与えた上で相互の了解に基づいてのみ行われるべきである。賛与する地域社会の希望の尊重が最も重要視されるべきである。

6.6 ●地域社会の施設の財源

現代の地域にかかる活動のための資金を求めるとき、彼らの利益をないがしろにしてはならない(1.10を参照のこと)。

6.7 ●現代の地域社会からの収蔵品の使用

博物館が現代の地域社会からの収蔵品を使用する場合、それらを用いる人々の尊厳、伝統および文化を尊重する必要がある。そのような収蔵品は、多様な社会、多文化および多言語の表現を維持することによって人々の福祉、社会の発展、宽容および尊敬を促進するために使用されるべきである(4.3を参照のこと)。

6.8 ●地域社会の中の支援団体

博物館は、地域社会の支援のための好ましい環境(博物館友の会などの支援団体)を作り、その貢献を認め、地域社会と博物館職員の間の友好的な関係を促進すべきである。

7. 博物館は法律に従って事業を行ふ

基本原則：博物館は、国際的、地域的、國の、もしくは地方の法律と条約の義務に完全にしたがへるべきである。さらに、管理権限は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件を示すことができるようないいふべきである。

9. おわりに

8.2 ●職業上の責任

博物館の専門職員は、勤務している博物館の方針と手続きに従う義務を負う。彼らは、他の人々に対して効率の良い水準のサービスを提供することうべきである。

8.3 ●専門職的行動

同僚および勤務先・博物館への忠誠は、重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。彼らはICOMの職業倫理規程の条件を守るべきであり、その他の博物館業務に関する規定もしくは方針を認識しているべきである。

8.4 ●学問的および学術的責任

博物館専門職員は、収蔵品に固有の情報の調査、保存、使用を促進すべきである。したがって、彼らはそのような学術的および科学的数据の損失や不適な行動、状況を避けるべきである。

8.5 ●不法な市場

博物館専門職員は、自然および文化財の不法な移動もしくは市場に直接であれ間接であれ力を貸さべきでない。

8.6 ●秘密保持

博物館専門職員は、勤務中に入手した秘密情報を保護しなければならない。加えて、鑑定のために博物館に持ち込まれた品目に關する情報は、機密情報であり、所有者がから特に許可がない限り公表したり、他のどのような機関もしくは個人にも流してはならない。

8.7 ●博物館と收藏品の警備

博物館の警備もしくは勤務中に訪問した個人コレクションの警備と所在地に関する情報は、博物館職員によつて厳重な秘密とされなければならない。

8.8 ●秘密保持の義務の例外

秘密の保持は、盗まれた、不法に取得された、もしくは無法に譲渡された可能性がある物品にかんする警察または他の正当な機関による搜査による協力する法的な義務に從属する。

8.9 ●個人の独立性

専門職にあるものは、ある程度個人の独立性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仁事または専門職の利益も彼らが勤務する機関と完全に切り離すことではないことを心得ておかなければならぬ。さらに、博物館専門職員は、特定の取引業者、販売人もしくは鑑定人を一般人に推薦すべきではない。

8.10 ●専門職業上の関係

博物館の専門職員は、彼らが勤務する博物館の内外で多数の人々と業務上の關係を持つ。彼らは、他の人々に対して効率の良い水準のサービスを提供することを期待されている。

8.11 ●専門的相談

入手できる専門知識が、博物館内での良い決定を保証するには不十分であるときは、博物館内外の専門家に相談するのは職業上の貴重である。

8.12 ●贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的な便宜

博物館職員は、所属博物館の業務に関連して提供された可能性のある贈り物、援助、貸与もしくは他の個人的便宜を受けではなくない。場合によっては、職業上の慣例に贈り物の授受が含まれていることがあるが、それは必ず関係機関の名において行うべきである。

8.13 ●外部の雇用もしくは仕事の利益

専門職にあるものは、ある程度個人の独立性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する施設と完全に切り離すことほどできないことを心得ておかなければならぬ。彼らは博物館の利益と衝突する、もしくは衝突するとみなされる他の有給の雇用もしくは外部の委嘱を受けるべきではない。

8.14 ●自然文化遺産の取引

博物館の専門職員は、直接、間接を問わず、自然もしくは文化遺産の取引(利益のための物品の売買)に加わるべきではない。

8.15 ●取引との相互作用

博物館専門職員は、博物館の資料の購入もしくは処分、あるいは公的行為の実施または出售の説引として、取り業者、販売人もしくはその他の人物から贈り物、歴史もしくは古いなる形の賃物も受け付けてはならない。さらに、博物館専門職員は、特定の取引業者、販売人もしくは鑑定人を一般人に推薦すべきではない。

8.16 ●個人的収集活動

博物館専門職員は、資料の取得もしくは個人的収集活動のいずれにおいても所屬機関と競合すべきではない。博物館専門職員と管理機關との間で個人的収集に開する協約書を作成し、良心的にこれに従わなければならない。

8.17 ●ICOMの名前とロゴの使用

ICOM会員は、いかなる営利目的の活動もしくは製品の促進や信頼性の付与のために「International Council of Museums」および「ICOM」という言葉、もしくはそのロゴを使用してはならない。

8.18 ●その他の中傷衝突

個人と博物館の間にその他の利害の衝突が生じた場合は、博物館の利益が優先する。

用語解説

●鑑定

ICOMの用語が、博物館内の良い決定を保証するには十分であるときは、博物館内外の専門家に相談するのには専門家の意見が優先する。

●利害の衝突

個人もしくは私の利益が存在するために、業務執行上原則の衝突が生じ、意思決定の客觀性が制限され、もしくは制限されるようになること。

●取引

個人もしくは施設の利益のための物品の売買。

●正當な注意義務

一定の決定をおこなう前に問題の事実関係を明らかにするためにあらゆる努力を払うという必要条件。とくに、資料の取得もしくは販売の申し出がおこなわれた際、承認前に当該資料の出所および経歴を明らかにすること。

●保存修復者

文化財の技術的評議、保護、保存、修復をおこなう資格がある博物館または独立した職員。詳しくはICOMニュース39(1)、5-6ページ(1986年)参照。

●文化遺産

(剩余もしくは利益を含む)収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、運営に設立されたあるあらゆる概念または事物。

●管理機關

博物館の機能を付与する規則によって、博物館の存続、

戦略的発展、財源に責任あると規定された人々あるいは組織。

●収益活動

施設のための財政上の利得もしくは利益を目的とする活動。

●法的権利

当該国における財産を所有する法的権利。国によっては、これはまだ与される権利であり正当に努力した探査の要求を満たさないかもしれない。

●最低基準

すべての博物館とその職員がそこに達したいと思うことを期待することがもともである基準。

●自然遺產

学術的意義を持つまたは精神的な表明を示す、すべての自然物、現象、もしくは概念。

●博物館(注)

博物館とは社会とその発展に奉仕する一般に公開された非營利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娛樂のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである。

●博物館専門職員(法)

博物館専門職員は、博物館の運営と活動に関連する分野で専門的な訓練を受けるかもしくは同等の実際的な経験を持つ、博物館台およびICOM規約の第二条第1.2項に規定された施設の職員(在籍、無給を問わず)と、施設に属さない、ICOM職業倫理規程を尊重し博物館および上に引用した規約に規定された施設のために働く人々と構成するが、博物館や博物館のサービスに必要な商業生産品および設備を促進もしくは販売する人々を含まない。

●非常利回り

(剩余もしくは利益を含む)収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、運営に設立されたあるあらゆる概念または事物。

れた法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

●資料の由来

資料の発見もしくは作成時から現在までの全経緯および所持の経緯。これに基づきその資料の真正および所有権が決定される。

●有効な所有権

資料の発見もしくは作成からの完全な中間にによって裏付けされた、議論の余地のない物品を所有する権利。

(注)

「博物館」と「博物館専門職員」の用語は、この「倫理規程」を解釈するための暫定的な定義であることに注意する必要がある。「ICOM規定」に用いられている「博物館」及び「専門的博物館従業者は、同規定の改定が完全になされるまでなお暫効である。

PREAMBLE

Status of the ICOM Code of Ethics for Museums

The ICOM Code of Ethics for Museums has been prepared by the International Council of Museums. It is the statement of ethics for museums referred to in the ICOM Statutes. The Code reflects principles generally accepted by the international museum community. Membership in ICOM and the payment of the annual subscription to ICOM are an affirmation of the ICOM Code of Ethics for Museums.

A Minimum Standard for Museums

The ICOM Code represents a minimum standard for museums. It is presented as a series of principles supported by guidelines for desirable professional practice. In some countries, certain minimum standards are defined by law or government regulation. In others, guidance on and assessment of minimum professional standards may be available in the form of Accreditation', 'Registration', or similar evaluative schemes. Where such standards are not defined, guidance can be obtained through the ICOM Secretariat, a relevant National Committee of ICOM, or the appropriate International Committee of ICOM. It is also intended that individual nations and the specialised subject organisations connected with museums should use this Code as a basis for developing additional standards.

ICOM Code of Ethics for Museums

International Council of Museums (ICOM)

Revised in 2004

Translations of the ICOM Code of Ethics for Museums

The ICOM Code of Ethics for Museums is published in the three official languages of the organisation: English, French and Spanish. ICOM welcomes the translation of the Code into other languages. However, a translation will be regarded as "official" only if it is endorsed by at least one National Committee of country in which the language is spoken, normally as the first language. Where the language is spoken in more than one country, it is preferable that the National Committees of these countries also be consulted. Attention is drawn to the need for linguistic as well as professional museum expertise in providing official translations. The language version used for a translation and the names of the National Committees involved should be indicated. These conditions do not restrict translations of the Code, or parts of it, for use in educational work or for study purposes.

1. MUSEUMS PRESERVE, INTERPRET AND PROMOTE THE NATURAL AND CULTURAL INHERITANCE OF HUMANITY.

Principle:

Museums are responsible for the tangible and intangible natural and cultural heritage. Governing bodies and those concerned with the strategic direction and oversight of museums have a primary responsibility to protect and promote this heritage as well as the human, physical and financial resources made available for that purpose.

INSTITUTIONAL STANDING

1.1 Enabling Documentation

The Governing body should ensure that the museum has a written and published constitution, statute, or other public document in accordance with national laws, which clearly states the museum's legal status, mission, permanence and non-profit nature.

1.2 Statement of the Mission, Objectives and Policies

The governing body should prepare, publicise and be guided by a statement of the mission, objectives and policies of the museum and of the role and composition of the governing body.

PHYSICAL RESOURCES

1.3 Premises

The Governing body should ensure adequate premises with a suitable environment for the museum to fulfil the basic functions defined in its mission.

1.4 Access

The governing body should ensure that the museum and its collections are available to all during reasonable hours and for regular periods. Particular regard should be given to those persons with special needs.

1.5 Health and Safety

The governing body should ensure that institutional standards of health, safety, and accessibility apply to its personnel and visitors.

1.6 Protection Against Disasters

The governing body should develop and maintain policies to protect the public and personnel, the collections and other resources against natural and human-made disasters.

1.7 Security Requirements

The governing body should ensure appropriate security to protect collections against theft or damage in displays, exhibitions, working or storage areas and while in transit.

1.8 Insurance and Indemnity

Where commercial insurance is used for collections, the governing body should ensure that such cover is adequate and includes objects in transit or on loan and other items that are the responsibility of the museum. When an indemnity scheme is in use, it is necessary that material not in the ownership of the museum be adequately covered.

FINANCIAL RESOURCES

1.9 Funding

The governing body should ensure that there are sufficient funds to carry out and develop the activities of the museum. All funds must be accounted for in a professional manner.

1.10 Income-generating Policy

The governing body should have a written policy regarding sources of income that it may generate through its activities or accept from outside sources. Regardless of funding source, museums should maintain control of the content and integrity of their programmes, exhibitions and activities. Income-generating activities should not compromise the standards of the institution or its public. (See 6.6).

PERSONNEL

1.18 Volunteers and Ethics

The governing body should ensure that volunteers, when conducting museum and personal activities, are fully conversant with the ICOM Code of Ethics for Museums and other applicable codes and laws.

2. MUSEUMS THAT MAINTAIN COLLECTIONS HOLD THEM IN TRUST FOR THE BENEFIT OF SOCIETY AND ITS DEVELOPMENT.

2.4 Objects and Specimens from Unauthorised or Unscientific Fieldwork

Museums should not acquire objects where there is reasonable cause to believe their recovery involved unauthorised or unscientific fieldwork, or intentional destruction or damage of monuments, archaeological or geological sites, or of species and natural habitats. In the same way, acquisition should not occur if there has been a failure to disclose the finds to the owner or occupier of the land, or to the proper legal or governmental authorities.

1.11 Employment Policy

The governing body should ensure that all action concerning personnel is taken in accordance with the policies of the museum as well as the proper and legal procedures.

1.12 Appointment of the Director or Head

The director or head of the museum is a key post and when making an appointment, governing bodies should have regard for the knowledge and skills required to fill the post effectively. These qualities should include adequate intellectual ability and professional knowledge, complemented by a high standard of ethical conduct.

1.13 Access to Governing Bodies

The director or head of a museum should be directly responsible, and have direct access, to the relevant governing bodies.

1.14 Competence of Museum Personnel

The employment of qualified personnel with the expertise required to meet all responsibilities is necessary. (See also 2.19; 2.24; section 8).

1.15 Training of Personnel

Adequate opportunities for the continuing education and professional development of all museum personnel should be arranged to maintain an effective workforce.

1.16 Ethical Conflict

The governing body should never require museum personnel to act in a way that could be considered to conflict with the provisions of this Code of Ethics, or any national law or specialist code of ethics.

1.17 Museum Personnel and Volunteers

The governing body should have a written policy on volunteer work that promotes a positive relationship between volunteers and members of the museum profession.

production.

2.4 Objects and Specimens from Unauthorised or Unscientific Fieldwork

Museums should not acquire objects where there is reasonable cause to believe their recovery involved unauthorised or unscientific fieldwork, or intentional destruction or damage of monuments, archaeological or geological sites, or of species and natural habitats. In the same way, acquisition should not occur if there has been a failure to disclose the finds to the owner or occupier of the land, or to the proper legal or governmental authorities.

2.5 Culturally Sensitive Material

Collections of human remains and material of sacred significance should be acquired only if they can be housed securely and cared for respectfully. This must be accomplished in a manner consistent with professional standards and the interests and beliefs of members of the community, ethnic or religious groups from which the objects originated, where these are known. (See also 3.7; 4.3).

2.6 Protected Biological or Geological Specimens

Museums should not acquire biological or geological specimens that have been collected, sold, or otherwise transferred in contravention of local, national, regional or international law or treaty relating to wildlife protection or natural history conservation.

2.7 Living Collections

When the collections include live botanical or zoological specimens, special consideration should be given to the natural and social environment from which they are derived as well as any local, national, regional or international law or treaty relating to wildlife protection or natural history conservation.

2.8 Working Collections

The collections policy may include special considerations for certain types of working collections where the emphasis is on preserving cultural, scientific, or technical process rather than the object, or where objects or specimens are assembled for regular handling and teaching purposes. (See also 2.1).

2.9 Acquisition Outside Collections Policy

The acquisition of objects or specimens outside the museum's stated policy should only be made in exceptional circumstances. The governing body

should consider the professional opinions available to it and the views of all interested parties. Consideration will include the significance of the object or specimen, including its context in the cultural or natural heritage, and the special interests of other museums collecting such material. However, even in these circumstances, objects without a valid title should not be acquired. (See also 3.4).

2.10 Acquisition Offered by Members of the Governing Body or Museum Personnel

Special care is required in considering any item, whether for sale, as a donation, or as a tax-benefit gift, from members of governing bodies, museum personnel, or the families and close associates of these persons.

2.11 Repositories of Last Resort

Nothing in this Code of Ethics should prevent a museum from acting as an authorised repository for unprovenanced, illicitly collected or recovered specimens or objects from the territory over which it has lawful responsibility.

REMOVING COLLECTIONS

2.12 Legal or Other Powers of Disposal

Where the museum has legal powers permitting disposals, or has acquired objects subject to conditions of disposal, the legal or other requirements and procedures must be complied with fully. Where the original acquisition was subject to mandatory or other restrictions these conditions must be observed, unless it can be shown clearly that adherence to such restrictions is impossible or substantially detrimental to the institution and, if appropriate, relief may be sought through legal procedures.

2.13 Deaccessioning from Museum Collections

The removal of an object or specimen from a museum collection must only be undertaken with a full understanding of the significance of the item, its character (whether renewable or non-renewable), legal standing, and any loss of public trust that might result from such action.

2.14 Responsibility for Deaccessioning

The decision to deaccession should be the responsibility of the governing body acting in conjunction with the director of the museum and the curator of the collection concerned. Special

should consider the professional opinions available to it and the views of all interested parties. Consideration will include the significance of the object or specimen, including its context in the cultural or natural heritage, and the special interests of other museums collecting such material. However, even in these circumstances, objects without a valid title should not be acquired. (See also 3.4).

<p>arrangements may apply to working collections. (See 2.7; 2.8).</p>	<p>2.15 Disposal of Objects Removed from the Collections</p>	<p>Each museum should have a policy defining authorised methods for permanently removing an object from the collections through donation, transfer, exchange, sale, repatriation, or destruction, and that allows the transfer of unrestricted title to any receiving agency. Complete records must be kept of all deaccessioning decisions, the objects involved, and the disposal of the object. There will be a strong presumption that a deaccessioned item should first be offered to another museum.</p>	<p>2.16 Income from Disposal of Collections</p>	<p>Museum collections are held in public trust and may not be treated as a realisable asset. Money or compensation received from the deaccessioning and disposal of objects and specimens from a museum collection should be used solely for the benefit of the collection and usually for acquisitions to that same collection.</p>	<p>2.17 Purchase of Deaccessioned Collections</p>	<p>Museum personnel, the governing body, or their families or close associates, should not be permitted to purchase objects that have been deaccessioned from a collection for which they are responsible.</p>	<p>CARE OF COLLECTIONS</p>	<p>2.18 Collection Continuity</p>	<p>The museum should establish and apply policies to ensure that its collections (both permanent and temporary) and associated information, properly recorded, are available for current use and will be passed on to future generations in as good and safe a condition as practicable, having regard to current knowledge and resources.</p>	<p>2.19 Delegation of Collection Responsibility</p>	<p>Professional responsibilities involving the care of the collections should be assigned to persons with appropriate knowledge and skill or who are adequately supervised. (See also 8.11).</p>	<p>2.20 Documentation of Collections</p>	<p>Museum collections should be documented according to accepted professional standards. Such documentation should include a full identification and description of each item, its associations, provenance, condition, treatment and present location. Such data should be kept in a secure environment and be supported by retrieval systems providing access to the information by the museum personnel and other legitimate users.</p>
<p>When destructive analytical techniques are undertaken, a complete record of the material analysed, the outcome of the analysis and the resulting research, including publications, should become a part of the permanent record of the object.</p>	<p>3.7 Human Remains and Material of Sacred Significance</p>	<p>Research on human remains and materials of sacred significance must be accomplished in a manner consistent with professional standards and take into account the interests and beliefs of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated, where these are known. (See also 2.5; 4.3).</p>	<p>3.8 Retention of Rights to Research Materials</p>	<p>When museum personnel prepare material for presentation or to document field investigation, there must be clear agreement with the sponsoring museum regarding all rights to such work.</p>	<p>3.9 Shared Expertise</p>	<p>Members of the museum profession have an obligation to share their knowledge and experience with colleagues, scholars and students in relevant fields. They should respect and acknowledge those from whom they have learned and should pass on such advancements in techniques and experience that may be of benefit to others.</p>	<p>3.10 Co-operation Between Museums and Other Institutions</p>	<p>Museum personnel should acknowledge and endorse the need for cooperation and consultation between institutions with similar interests and collecting practices. This is particularly so with institutes of higher education and certain public utilities where research may generate important collections for which there is no long-term security.</p>	<p>4. MUSEUMS PROVIDE OPPORTUNITIES FOR THE APPRECIATION, UNDERSTANDING AND MANAGEMENT OF THE NATURAL AND CULTURAL HERITAGE.</p>	<p>4.1 Research</p> <p>Research by museum personnel should relate to the museum's mission and objectives and conform to established legal, ethical and academic practices.</p>			
<p>When destructive analytical techniques are undertaken, a complete record of the material analysed, the outcome of the analysis and the resulting research, including publications, should become a part of the permanent record of the object.</p>	<p>3.7 Human Remains and Material of Sacred Significance</p>	<p>Research on human remains and materials of sacred significance must be accomplished in a manner consistent with professional standards and take into account the interests and beliefs of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated, where these are known. (See also 2.5; 4.3).</p>	<p>3.8 Retention of Rights to Research Materials</p>	<p>When museum personnel prepare material for presentation or to document field investigation, there must be clear agreement with the sponsoring museum regarding all rights to such work.</p>	<p>3.9 Shared Expertise</p>	<p>Members of the museum profession have an obligation to share their knowledge and experience with colleagues, scholars and students in relevant fields. They should respect and acknowledge those from whom they have learned and should pass on such advancements in techniques and experience that may be of benefit to others.</p>	<p>3.10 Co-operation Between Museums and Other Institutions</p>	<p>Museum personnel should acknowledge and endorse the need for cooperation and consultation between institutions with similar interests and collecting practices. This is particularly so with institutes of higher education and certain public utilities where research may generate important collections for which there is no long-term security.</p>	<p>4. MUSEUMS PROVIDE OPPORTUNITIES FOR THE APPRECIATION, UNDERSTANDING AND MANAGEMENT OF THE NATURAL AND CULTURAL HERITAGE.</p>	<p>4.1 Research</p> <p>Research by museum personnel should relate to the museum's mission and objectives and conform to established legal, ethical and academic practices.</p>			
<p>When destructive analytical techniques are undertaken, a complete record of the material analysed, the outcome of the analysis and the resulting research, including publications, should become a part of the permanent record of the object.</p>	<p>3.7 Human Remains and Material of Sacred Significance</p>	<p>Research on human remains and materials of sacred significance must be accomplished in a manner consistent with professional standards and take into account the interests and beliefs of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated, where these are known. (See also 2.5; 4.3).</p>	<p>3.8 Retention of Rights to Research Materials</p>	<p>When museum personnel prepare material for presentation or to document field investigation, there must be clear agreement with the sponsoring museum regarding all rights to such work.</p>	<p>3.9 Shared Expertise</p>	<p>Members of the museum profession have an obligation to share their knowledge and experience with colleagues, scholars and students in relevant fields. They should respect and acknowledge those from whom they have learned and should pass on such advancements in techniques and experience that may be of benefit to others.</p>	<p>3.10 Co-operation Between Museums and Other Institutions</p>	<p>Museum personnel should acknowledge and endorse the need for cooperation and consultation between institutions with similar interests and collecting practices. This is particularly so with institutes of higher education and certain public utilities where research may generate important collections for which there is no long-term security.</p>	<p>4. MUSEUMS PROVIDE OPPORTUNITIES FOR THE APPRECIATION, UNDERSTANDING AND MANAGEMENT OF THE NATURAL AND CULTURAL HERITAGE.</p>	<p>4.1 Research</p> <p>Research by museum personnel should relate to the museum's mission and objectives and conform to established legal, ethical and academic practices.</p>			

with the constituent community and promotion of their heritage is an integral part of the educational role of the museum.

responsible consideration to the academic disciplines, societies, or beliefs presented. Museum publications should not compromise the standards of the institution.

DISPLAY & EXHIBITION

4.1 Displays, Exhibitions and Special Activities

Displays and temporary exhibitions, physical or electronic, should be in accordance with the stated mission, policy and purpose of the museum. They should not compromise either the quality or the proper care and conservation of the collections.

4.2 Interpretation of Exhibits

Museums should ensure that the information they present in displays and exhibitions is well-founded, accurate and gives appropriate consideration to represented groups or beliefs.

4.3 Exhibition of Sensitive Materials

Human remains and materials of sacred significance must be displayed in a manner consistent with professional standards and, where known, taking into account the interests and beliefs of members of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated. They must be presented with great tact and respect for the feelings of human dignity held by all peoples.

4.4 Removal from Public Display

Requests for removal from public display of human remains or material of sacred significance from the originating communities must be addressed expeditiously with respect and sensitivity. Requests for the return of such material should be addressed similarly. Museum policies should clearly define the process for responding to such requests.

4.5 Display of Unprovenanced Material

Museums should avoid displaying or otherwise using material of questionable origin or lacking provenance. They should be aware that such displays or usage can be seen to condone and contribute to the illicit trade in cultural property.

OTHER RESOURCES

4.6 Publication
Information published by museums, by whatever means, should be well-founded, accurate and give the beneficiary, appraisal of any object or specimen must be undertaken independently.

respect fully all laws and conventions that regulate the import, export and transfer of cultural or natural materials.

6. MUSEUMS WORK IN CLOSE COLLABORATION WITH THE COMMUNITIES FROM WHICH THEIR COLLECTIONS ORIGINATE AS WELL AS THOSE THEY SERVE.

4.7 Reproductions

Museums should respect the integrity of the original when replicas, reproductions, or copies of items in the collection are made. All such copies should be permanently marked as facsimiles.

5. MUSEUMS HOLD RESOURCES THAT PROVIDE OPPORTUNITIES FOR OTHER PUBLIC SERVICES AND BENEFITS.

Principle:
Museums utilise a wide variety of specialisms, skills and physical resources that have a far broader application than in the museum. This may lead to shared resources or the provision of services as an extension of the museum's activities. These should be organised in such a way that they do not compromise the museum's stated mission.

IDENTIFICATION SERVICES

5.1 Identification of Illegally or Illicitly Acquired Objects

Where museums provide an identification service, they should not act in any way that could be regarded as benefiting from such activity, directly or indirectly. The identification and authentication of objects that are believed or suspected to have been illegally or illicitly acquired, transferred, imported or exported, should not be made public until the appropriate authorities have been notified.

5.2 Authentication and Valuation (Appraisal)

Valuations may be made for the purposes of insurance of museum collections. Opinions on the monetary value of other objects should only be given on official request from other museums or competent legal, government or other responsible public authorities. However, when the museum itself may be the beneficiary, appraisal of any object or specimen must be undertaken independently.

4.8 Respect for Communities Served

6.5 Contemporary Communities

Where museum activities involve a contemporary community or its heritage, acquisitions should only be made based on informed and mutual consent without exploitation of the owner or informants. Respect for the wishes of the community involved should be paramount.

6.6 Funding of Community Activities

When seeking funds for activities involving contemporary communities, their interests should not be compromised. (See 1.10.)

6.7 Use of Collections from Contemporary Communities

Museum usage of collections from contemporary communities requires respect for human dignity and the traditions and cultures that use such material. Such collections should be used to promote human well-being, social development, tolerance, and respect by advocating multisocial, multicultural and multilingual expression. (See 4.3.)

6.8 Supporting Organisations in the Community

Museums should create a favourable environment for community support (e.g., Friends of Museums and other supporting organisations), recognise their contribution and promote a harmonious relationship between the community and museum personnel.

7. MUSEUMS OPERATE IN A LEGAL MANNER.

Principle:
Museums must conform fully to international, regional, national and local legislation and treaty obligations. In addition, the governing body should comply with any legally binding trusts or conditions relating to any aspect of the museum, its collections and operations.

6.9 Cultural Objects from an Occupied Country

Museums should abstain from purchasing or acquiring cultural objects from an occupied territory and

LEGAL FRAMEWORK

7.1 National and Local Legislation
Museums should conform to all national and local laws and respect the legislation of other states as they affect their operation.

7.2 International Legislation

Museum policy should acknowledge the following international legislation that is taken as a standard in interpreting the ICOM Code of Ethics for Museums:

- *Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict* ("The Hague Convention" First Protocol, 1954, and Second Protocol, 1998);

- *Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property* (UNESCO, 1970);
- *Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora* (Washington, 1973);
- *Convention on Biological Diversity* (UN, 1992);
- *Convention on Stolen and Illegally Exported Cultural Objects* (UNIDROIT, 1995);
- *Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage* (UNESCO, 2001);
- *Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage* (UNESCO, 2003).

conversant with relevant international, national and local legislation and the conditions of their employment. They should avoid situations that could be construed as improper conduct.

8.2 Professional Responsibility

Members of the museum profession have an obligation to follow the policies and procedures of their employing institution. However, they may properly object to practices that are perceived to be damaging to a museum, to the profession, or to matters of professional ethics.

8.3 Professional Conduct

Loyalty to colleagues and to the employing museum is an important professional responsibility and must be based on allegiance to fundamental ethical principles applicable to the profession as a whole. These principles should comply with the terms of the ICOM *Code of Ethics for Museums* and be aware of any other codes or policies relevant to museum work.

8.4 Academic and Scientific Responsibilities

Members of the museum profession should promote the investigation, preservation, and use of information inherent in collections. They should, therefore, refrain from any activity or circumstance that might result in the loss of such academic and scientific data.

8.5 The Illicit Market

Members of the museum profession should not support the illicit traffic or market in natural or cultural property, directly or indirectly.

8.6 Confidentiality

Members of the museum profession must protect confidential information obtained during their work. In addition, information about items brought to the museum for identification is confidential and should not be published or passed to any other institution or person without specific authorisation from the owner.

8.7 Museum and Collection Security

Principle:
Members of the museum profession should observe accepted standards and laws and uphold the dignity and honour of their profession. They should safeguard the public against illegal or unethical professional conduct. Every opportunity should be used to inform and educate the public about the aims, purposes, and aspirations of the profession to develop a better public understanding of the contributions of museums to society.

8. MUSEUMS OPERATE IN A PROFESSIONAL MANNER.

PROFESSIONAL CONDUCT
8.1 Familiarity with Relevant Legislation
Every member of the museum profession should be

while members of a profession are entitled to a measure of personal independence, they must realise that no private business or professional interest can be wholly separated from their employing institution.

8.10 Professional Relationships

Members of the museum profession form working relationships with numerous other persons within and outside the museum in which they are employed. They are expected to render their professional services to others efficiently and to a high standard.

8.11 Professional Consultation

It is a professional responsibility to consult other colleagues within or outside the museum when the expertise available in the museum is insufficient to ensure good decision-making.

CONFLICTS OF INTEREST

It is a professional responsibility to consult other colleagues within or outside the museum when the expertise available in the museum is insufficient to ensure good decision-making.

8.12 Gifts, Favours, Loans, or Other Personal Benefits

Museum employees must not accept gifts, favours, loans, or other personal benefits that may be offered to them in connection with their duties for the museum. Occasionally professional courtesy may include the giving and receiving of gifts, but this should always take place in the name of the institution concerned.

8.13 Outside Employment or Business Interests

Members of the museum profession, although entitled to a measure of personal independence, must realise that no private business or professional interest can be wholly separated from their employing institution. They should not undertake other paid employment or accept outside commissions that are in conflict, or may be viewed as being in conflict, with the interests of the museum.

8.14 Dealing in Natural or Cultural Heritage

Members of the museum profession should not participate directly or indirectly in dealing (buying or selling for profit) in the natural or cultural heritage.

8.15 Interaction with Dealers

Museum professionals should not accept any gift, hospitality, or any form of reward from a dealer, auctioneer, or other person as an inducement to purchase or dispose of museum items, or to take or refrain from taking official action. Furthermore, a museum professional should not recommend a

particular dealer, auctioneer, or appraiser to a member of the public.

8.16 Private Collecting

Members of the museum profession should not compete with their institution either in the acquisition of objects or in any personal collecting activity. An agreement between the museum professional and the governing body concerning any private collecting must be formulated and scrupulously followed.

8.17 Use of the Name and Logo of ICOM

The name of the organisation, its acronym or its logo may not be used to promote or endorse any for-profit operation or product.

8.18 Other Conflicts of Interest

Should any other conflict of interest develop between an individual and the museum, the interests of the museum should prevail.

GLOSSARY

Appraisal

The authentication and valuation of an object or specimen. In certain countries the term is used for an independent assessment of a proposed gift for tax benefit purposes.

Conflict of Interest

The existence of a personal or private interest that gives rise to a clash of principle in a work situation, thus restricting, or having the appearance of restricting, the objectivity of decision making.

Conservator-Restorer

Museum or independent personnel competent to undertake the technical examination, preservation, conservation and restoration of cultural property. (For further information, see ICOM News, vol. 39, n° 1 (1986), pp. 5-6.)

Cultural Heritage

Any thing or concept considered of aesthetic, historical, scientific or spiritual significance.

Dealing Buying and selling items for personal or institutional gain.	relevant to the management and operations of a museum, and independent persons respecting the ICOM Code of Ethics for Museums and working for museums or institutions as defined in the Statute quoted above, but not persons promoting or dealing with commercial products and equipment required for museums and museum services.
Due diligence The requirement that every endeavour is made to establish the facts of a case before deciding a course of action, particularly in identifying the source and history of an item offered for acquisition or use before acquiring it.	The full history and ownership of an item from the time of its discovery or creation to the present day, through which authenticity and ownership are determined.
Governing Body The persons or organisations defined in the enabling legislation of the museum as responsible for its continuance, strategic development and funding.	A legally established body – corporate or unincorporated – whose income (including any surplus or profit) is used solely for the benefit of that body and its operations. The term "not-for-profit" has the same meaning.
Income-generating activities Activities intended to bring financial gain or profit for the benefit of the institution.	Indisputable right to ownership of property, supported by full provenance of the item since discovery or production.
Legal title Legal right to ownership of property in the country concerned. In certain countries this may be a conferred right and insufficient to meet the requirements of a due diligence search.	It should be noted that the terms "museum" and "museum professional" are interim definitions for use in interpreting the ICOM Code of Ethics for Museums. The definitions of "museum" and "professional museum workers" used in the ICOM Statutes remain in force until the revision of that document has been completed.
Minimum Standard: A standard to which it is reasonable to expect all museums and museum personnel to aspire. Certain countries have their own statements of minimum standards.	A museum is a non-profit making permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits, for purposes of study, education and enjoyment, the tangible and intangible evidence of people and their environment.
Museum * Museum professionals consist of the personnel (whether paid or unpaid) of museums or institutions as defined in Article 2, paras. 1 and 2, of the ICOM Statutes, who have received specialised training, or possess an equivalent practical experience in any field	Museum professionals consist of the personnel (whether paid or unpaid) of museums or institutions as defined in Article 2, paras. 1 and 2, of the ICOM Statutes, who have received specialised training, or possess an equivalent practical experience in any field

博物館法 1951年 最終改正2014年	<p>2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人並くは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。</p> <p>3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいふ。</p> <p>(博物館の事業)</p> <p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実物、標本、模型、文書、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を収集し、保管し及び展示すること。 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。 <p>三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。</p> <p>四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行ふこと。</p> <p>六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>七 情報資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>八 当該博物館の所在に北又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の適用を受けたる文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。</p> <p>九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し及びその提供を援助すること。</p> <p>十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する國の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</p> <p>十一 学校、図書館、研究所、公私等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助す</p>
-----------------------------------	---

ること。

- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、十地の事情を考慮し、国民の更生生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補となる資格を有する者に任官する。

(設置及び運営上望ましい基準)

第四条 博物館に、専門的職員として館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員とする資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に關する科目的単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に關する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に係する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有すること。

(学芸員及び学芸員補の研修)

き、以下同じ。)に備える博物館登録簿に登録を受けるものとする。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な理物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録の申請)

(登録の変更)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録を受ける者には、該登録簿に記載した登録事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名稱及び私立博物館にあつては設置者の住所。

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の在に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び取扱いの見積りに属する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(運営の状況に関する評価等)

第十三条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条 博物館は、当該博物館の運営の状況にについて評価を行つとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条 博物館は、当該博物館の運営の状況にについて評価を行つとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十六条 博物館は、当該博物館の運営の状況にについて評価を行つとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条 博物館は、当該博物館の運営の状況にについて評価を行つとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十八条 博物館は、当該博物館の運営の状況にについて評価を行つとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(登録要件の審査)

第十九条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の状況に関する情報の提供

第二十条 登録

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録を消ししなければならない。

(規則への委任)

第一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登

要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な理物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録の申請)

(登録の変更)

第十七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録事項を提出しなければならない。

一 設置者の名稱及び私立博物館にあつては設置者の住所。

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の在に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び取扱いの見積りに属する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録の取消)

第十八条 都道府県の教育委員会は、都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たるものと認めたときは、又は、

第十九条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十一条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十二条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十三条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十四条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十五条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十六条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十七条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十八条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第二十九条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十一条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十二条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十三条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十四条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

第三十五条 都道府県の教育委員会は、該登録簿に記載した登録要件を次くに平たものと認めたときは、又は、

錄に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

(博物館の補助)

第十七条 削除
第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
2 前項の補助金の交付に関する事項は、政令で定める。

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。
(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
2 博物館協議会は、博物館の運営に専従の議題に応するとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
2 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したときは、当該博物館が当該博物館を廃止したとき。

二 地方公共団体が補助金を返還せなければならぬ。
三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関する必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する料金を徴収してはならない。但し、博物館の運営のためにやむを得ない事情のある場合は、

門的、技術的指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十四条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対して、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

(第五章 雜則)

(博物館に相当する施設)

第二十五条 削除
第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事業の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還せなければならぬ。
一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したときは、当該博物館が当該博物館を廃止したとき。
四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

五 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

六 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(第四章 私立博物館)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に對し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その基準に定めた事項の維持及び運営に關して、寻ねるために応じて、私立博物館の設置及び運営に關して、尋ねることとする。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

文部科学省告示 2011年

第二十八条 同及び地方公共団体は、私立博物館に対して、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。
(細則)
第二十九条 博物館の事業に類する事業を行いう施設で、國又は都道府県が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設が都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にはあつては、当該指定都市の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。
2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もつて教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。
(博物館の設置等)
第二十条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。
2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その振興及び能力に応じて、单独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。
3 博物館の設置者が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

状況及び当該博物館等資料の展示上の効果等を考慮して、

基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管(育成及び耗減)を含む。以下同じ。)し、及び展示するものとする。

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示・調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針に基づく運営の実施に際して、その運営計画(以下「運営計画」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び計画の事業計画の肯定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

4 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行いうよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関する学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者のによる評価を行いうよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の基づいて、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の土題にに基づき、その所蔵する博物館資料石しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行いうものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び開催する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料(以下「実物等資料」という。)について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在

二 展示の効果を上げるために、博物館資料の持性に応じるところ。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他それに配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の記入による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外國語による解説資料等の作成及び展示その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 専門館は、当該博物館の専門性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び開催する学術研究等に対する青少年の关心と興味を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び展示その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び表示等の活動を効果的に行うため、単純でより他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

2 専門館は、当該博物館の専門性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び開催する学術研究等に対する青少年の关心と興味を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び展示その他のサービスの提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び来館者等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、こどもたちの者に対し、展示資料の解説、講演会等による企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整頓その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

(職員)

文化芸術基本法

2017年
日「文化芸術振興基本法」2001年

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の芸芸員を置くものとする。

2 憲物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習会の提供に係る業務その他業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に活かされ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、責任の配置の在り方、効果的な複数の業務の業務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その後の運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、芸芸員その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が三種とする研修その他必要な研修に参加させれるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防腐、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破損及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資源を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の丁渭な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に利用できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を行進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事実を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すこととは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性を高くみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができきる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

第三条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文

化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならぬ。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができような環境の整備が図らなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができような環境の整備が図らなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるよう、環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図ら

れるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図らなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう施設するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に対する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行なう団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他の広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各課題分野における施設との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に属する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主として、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めなければならない。

6 前項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(文化芸術団体の役割)

第六条 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自生的かつ主として、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、これを公表しなければならない。

6 前項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条 の二 都道府県及び市(特別区を含む。第二十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管掌し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参考して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施設を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第七章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、舞踏その他の芸術(次条に規定する美術の公演、展示等への支援これらとの芸術の制作等に係る作品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施設を講ずるものとする。)

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施設を計画的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他の必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聽いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に(国民の関心及び理解)

7 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、これを公表しなければならない。

6 前項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十一条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、経囈その他の我が国由来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌謡その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るために、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これららの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国は、生活文化(茶道、草道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(国技、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びコード年(普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。)

第十四条 国は、生活文化(茶道、草道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(国技、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びコード年(普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。)

第十五条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存行為(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、これららの芸術の制作等に係る作品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施設を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第十六条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用してした芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興等)

第十七条 国は、各地域における文化芸術の振興及び

これを出した地図の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地図画の伝統及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第五十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公演その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に係る協力、海外における著作権に関する制度の整備に係る協力、文化芸術に関する教材の開発、日本語教育を行なう機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当つては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第五十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝承芸能の伝承者、文化紹介等の保存及び活用に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を行なう者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るために、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研究成績の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第五十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の必要な施策を講ずるものとする。

他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第五十八条 国は、國語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、國語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第五十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう外国人に対する日本語教育の充実を図るために、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行なう機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第六十条 国は、文化芸術の振興の基礎をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について著作権等に係る施設等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第六十一条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に關し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報を提供そのための施設を講ずるものとする。

(在籍者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第六十二条 国は、高齢者、障害者等が行なう文化芸術活動を行う者の活動を支授するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けけることを容易にするための税制上の措置、文化芸術団体が行なう文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものと/or>。

動の充実を図るため、これらの方の行う創造的活動、公演等への支援、これらの方の文化芸術活動が済発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第六十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第六十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第六十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に關し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報を提供そのための施設を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第六十六条 国は、文化芸術の振興の団体等の推進を図るため、これらの施設を促進するため、情報の提供そのための施設を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第六十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たつては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に關する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等の文化芸術の振興に必要な情報に關するため、情報の提供そのための施設を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行なう支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支授するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けけることを容易にするための税制上の措置、文化芸術団体が行なう文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものと/or>。

関係機関等の連携等)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

おどがき

第三十二条 国は、第八条から前条までの施設を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、社会事業団体等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福利施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

第三十三条 國は、文化芸術活動で顯著な成果を収め
た者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努める
とする。

第三十四条 国は、文化藝術に關する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求めて、これを十分考慮した上で政策形成を行ふ組みの活用を図るものとする。

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの間の施設を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

卷之三

かありません。これは美術館界よりもはるかに明瞭な国際的運営基準を確立させ、信頼を勝ち得なければ館園の経営が成り立たないことを意味します。「誠意を見せれば」借りてこられる美術品とは違うのです。動物はどう接するの

2017年11月

全國美術館會議
美術館運營制度研究部會
幹事會

美術館の原則と美術館関係者の行動指針

2017年12月25日 初版発行

発行

全国美術館会議
〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 国立西洋美術館内
Tel 03-3828-0290

Fax: 03-3828-0295
<http://www.zenbi.jp>

編集 全国美術館会議 美術館運営制度研究部会
印刷・製本 モリモト印刷株式会社

©2017 The Japanese Council of Art Museums

Web公開版のための注釈

このファイルは全国美術館会議が2017年12月に
発行した同題冊子(A5判、総80頁)の資料編・あと
がき・奥付(p.27-80)をPDF化したもので、同じく
Web公開版の「本編」とあわせて一冊となります。